

カンボジア投資環境の魅力と課題

いわゆるチャイナリスクの回避と人件費等のコストのより低い国への生産移管を目指した、チャイナプラスワン、タイプラスワンの動きが活発化して久しい。

本稿では、その候補の1つとして注目されるカンボジアの魅力と課題について解説する。

1. カンボジアの投資環境の魅力

(1) 労働力

ボル・ポト時代の虐殺、長期にわたる内戦の影響により、若年者人口の比率が高く、2014年現在、30歳未満が全人口約1,500万人の半数以上を占めている¹。ワーカー（一般工職）月額基本給は首都プノンペンで101米ドルと、隣国のバンコク（タイ）の366米ドル、ホーチミン（ベトナム）の173米ドルと比して低廉であり²、安価で優秀な労働力の供給地となっている。カンボジアに進出している企業からは、カンボジアの労働者は習熟が早く器用である、また賃金よりも教育や寮・食事等の福利厚生面を重視する傾向が強いとの声が多く聞かれる³。

公用語はクメール語だが、タイ・ベトナムとの国境付近ではそれぞれタイ語・ベトナム語が通じる従業員が散見される。そこで、本社従業員ではなく、相対的に賃金の低いタイ・ベトナムの既存工場の従業員を指導員としてカンボジア工場の生産の立上げを行うといった事例も見られる。

一方、識字率が73.9%⁴と低く、中学校就学率は59%・中学校修了率は4割程度にとどまる⁵。また、カンボジアの全人口の7～8割は地方農村部におり、首都プノンペン近郊でも、従業員の多数が地方出身者で農業以外の就業経験がないという企業も多い⁶。そのため、アルファベット等の文字や工場で働くために不可欠なタイムマネジメント、5S（整理、整頓、清掃、清潔、しつけ）等を指導する必要がある、複数の日系企業が基礎的な教育を継続的に行っている。



1 Central Intelligence Agency (CIA) THE WORLD FACTBOOK
<https://www.cia.gov/library/publications/the-world-factbook/geos/cb.html>

2 日本貿易振興機構 (JETRO) 「投資コスト比較」
<https://www.jetro.go.jp/jfile/search/cost?c=113&c=009&c=016>

3 2014年2月、筆者はカンボジアを訪れ複数の現地進出企業を訪問する機会を得た。
本稿にて、企業の声・事例として取り上げているものは特に断りのない限り、本訪問に基づき記載している。

4 Central Intelligence Agency (CIA) THE WORLD FACTBOOK
<https://www.cia.gov/library/publications/the-world-factbook/geos/cb.html>

5 国際協力機構 (JICA) カンボジア事務所「カンボジアだより」No.25
http://www.jica.go.jp/cambodia/office/others/ku57pq00000seur9-att/newsletter_no25.pdf

6 日本貿易振興機構 (JETRO) 「激変する東アジアの労働・雇用環境と政府・産業界の対応」
http://www.jetro.go.jp/jfile/report/07001496/asia_work_employ.pdf

(2) 購買力・消費市場

カンボジアの1人当たりのGDPは、2012年時点で934米ドル⁷に過ぎないものの、プノンペンに絞れば約2,000米ドル⁸といわれている。さらに前述したとおり、若年者が多数を占めるため、中長期的な所得の拡大・将来の購買層の拡大が期待できる。

プノンペンでは、レクサス等の高級車が多く見られ、潜在的な購買力の高さがうかがわれる。日系企業においても大手小売企業が同国最大規模のショッピングモールを開設し、家電量販店や衣料品店、レストラン等を开店するなど、カンボジアの消費市場としての魅力の高まりも感じられる。

(3) 親日的な国民性

日本はカンボジアに対する経済援助においてトップドナーであり、道路ネットワーク・シハヌークビル港周辺等の整備、投資受入機関であるカンボジア開発評議会(CDC:The Council for the Development of Cambodia)の機能強化、産業人材育成の支援等多岐にわたる協力を行っている⁹。こうした日本の取組みは、政府および国民から高い評価を得ており、親日的な国民性の涵養につながっている。

(4) 法制度

経済援助の一環である法整備支援事業において、日本は、民法・民事訴訟法等の制定・普及、さらに司法の担い手たる弁護士・検察官・裁判官の教育にも関与している¹⁰。日本が法制度の根幹をなす民法の起草を支援し、法曹の教育に携わっていることは、日系企業にとって一定程度有利に働くと考えられる。

(5) 投資促進機関

カンボジアへの投資に関する管理、評価、調整を担うカンボジア開発評議会(CDC)にはジャパンデスクが設置されており、2014年7月現在、CDC側2名、日本側1名が常駐している。ジャパンデスクでは、日系企業の投資相談、会社設立サポート等の支援サービスを提供しており、日系企業にとって、カンボジア進出の検討・実行を行いやすい体制が整っている¹¹。

加えて、日本カンボジア投資協定¹²に基づき日カンボジア官民合同会議が毎年約2回開催されており、進出日系企業が直面する貿易・投資環境に関する問題点や課題を、日本の官民が連携して、カンボジア政府側と協議する場となっている。同会議では、法人税免税等の優遇措置や役所手続の透明性の確保、最低賃金等、さまざまな話題について、率直な意見交換が行われている。日本側の議長は駐カンボジア王国特命全権大使が、カンボジア側の議長はソク・チェンダ首相補佐特命大臣が務めている。日本側からの協議事項はカンボジア日本人商工会で取りまとめられた後、官民合同会議にてカンボジア側に伝えられている。



カンボジアの縫製工場の様子、若い労働者が多数を占める。
(シハヌークビルSEZ入居企業の工場にて
2014年2月筆者撮影)



日本の支援で建設中のネアックルン橋
(2014年2月筆者撮影)

7 日本貿易振興機構(JETRO)「カンボジアー基本情報・統計—基礎的経済指標」
http://www.jetro.go.jp/world/asia/kh/stat_01/

8 日本貿易振興機構(JETRO)「プノンペンスタイル2013」
https://www.jetro.go.jp/jfile/report/07001288/1_preface.pdf

9 外務省 国際協力政府開発援助ODAホームページ「カンボジア国別データブック」
http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/shiryo/kuni/13_databook/pdfs/01-02.pdf

10 国際協力機構(JICA)「JICA法整備支援に関するポータルサイト」
<http://gwweb.jica.go.jp/km/FSubject0401.nsf/3b8a2d403517ae4549256f2d002e1dcc/82defb180cfaf65d49257bc5002cef9f?OpenDocument&TableRow=8.1.1.2#8.1.1.>

11 カンボジア開発評議会ホームページ「担当機構」
<http://www.cambodiainvestment.gov.kh/ja/investment-scheme/responsible-organization.html>

12 外務省「投資の自由化、促進及び保護に関する日本国とカンボジア王国との間の協定」
http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/treaty/treaty168_3.html

(6) 投資促進措置

カンボジアでは、積極的に外資の受入を行うべく外資投資規制が緩和されており、不動産の取得制限を除いては、外資に限って制限されている分野はない¹³。小売業であっても、タイ・ラオス等と違い100%独資での進出が可能となっている。また、投資優遇制度も充実しており、適格投資案件(QIP: Qualified Investment Project)を満たせば、法人税が最大で9年免除、輸出入税についても免税となる等の措置を受けることができる¹⁴。

さらにCDCの管轄下に設置されているカンボジア経済特別区委員会(CSEZB: Cambodian Special Economic Zone Board)が、経済特別区(SEZ: Special Economic Zone)の開発・運営・管理を担当するワン・ストップ・サービスを担っており、同委員会は、多くのSEZに、SEZ管理事務所を設置している。SEZ進出企業は、登録、ライセンス、許認可等の官公庁向けに必要な各種手続をSEZ管理事務所、ワン・ストップ・サービスで完了させることができる。特恵関税や自由貿易協定(FTA: Free Trade Agreement)等の利用に必要な原産地証明書もワン・ストップ・サービスで取得可能であり、後述する一般特恵関税制度、各種FTAの活用も行きやすい環境にある。

(7) 一般特恵関税制度および各種FTA

一般特恵関税制度(GSP: Generalized System of Preferences)とは、ある国が「特恵受益国」と認めた開発途上国を原産地とする品目(一部の例外品目は除く)を日本等の先進国が輸入する場合に、通常関税率より低いか、あるいは無税の特恵税率の適用を受けて輸入できる制度である。カンボジアは、特恵受益国のうち、「特別特恵受益国」として認められた後発開発途上国(LDC: Least Developed Countries)に該当し、カンボジアの原産品を輸入する場合は、特別特恵関税が適用され原則無税になる¹⁵。

また、カンボジアではASEAN物品貿易協定(ATIGA)、日本・ASEAN FTA、中国・ASEAN FTA等の利用による関税の減税・免税措置を受けることができる。

実際、ジェトロの調査によると、中国・ASEAN FTAは、日本以外のFTAのうちで、もっとも利用企業数が多い¹⁶。

2. カンボジアの投資環境の課題

(1) 物流

カンボジアにはASEAN各国を結ぶ経済回廊¹⁷のうち、バンコク～プノンペン～ホーチミンを結ぶ南部経済回廊が整備されている。カンボジア側の道路は、片側一車線の区間が多いもののプノンペン近郊については整備が進んでおり、走行上の問題は少なくなっている。また、現在メコン川の渡河手段がフェリーに限定されており、繁忙期には最大7時間程の待ち時間が発生しているものの、日本の支援によりネアックルン橋が建設中であり、物流の円滑化が期待できる。



コックンSEZのSEZ管理事務所(2014年2月筆者撮影)



コックンSEZの入口ゲート(2014年2月筆者撮影)



メコン河を渡るフェリー(2014年2月筆者撮影)

13 カンボジア開発評議会ホームページ「外国人投資に関わる投資制限」
<http://www.cambodiainvestment.gov.kh/ja/investment-scheme/limitation-on-foreign-investment.html>

14 カンボジア開発評議会ホームページ「カンボジア投資ガイドブック」第5章投資
<http://www.cambodiainvestment.gov.kh/content/uploads/2011/09/Chapter-5.pdf>

15 外務省「特恵関税制度」
http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/t_kanzei/

16 日本貿易振興機構(JETRO)「2013年度日本企業の海外事業展開に関するアンケート調査(2014年3月)」
<http://www.jetro.go.jp/world/japan/reports/07001622>

17 経済回廊とは、各国を横断(もしくは縦断)し、国境を越えて人とモノが活発に移動できるようにする、道路や橋梁等の運輸インフラを指す。アジア開発銀行主導の下に立案され、日本や中国等の支援により整備が進められている。主なものに南部経済回廊(タイ・バンコク～カンボジア・プノンペン～ベトナム・ホーチミン)、東西経済回廊(ミャンマー・モラミヤン～タイ・ムクダハン～ラオス・サワンナケート～ベトナム・ダナン)、南北経済回廊(中国雲南省昆明～ラオス・ルアンパバן～タイ・チェンライ)がある。

(参考)外務省「わかる!国際情勢vol.25 メコン地域の発展を目指して」
<http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/pr/wakaru/topics/vol25/>

一方、プノンペンから離れた郊外、国境付近については、道路整備がまだ十分とはいえず、進出企業においても、プノンペン港やシハヌークビル港を利用した海路輸送の利用、国境付近のSEZへの工場設立等により、カンボジア側の道路はできるだけ使わないという選択をしている企業が多くみられる。

(2) 電力

電力については輸入に頼らざるを得ない現状にあり、2012年時点で需要量の6割を周辺国からの輸入により賄っている¹⁸。そのため、ラオスやミャンマーと比較しても電気料金は割高になっている¹⁹。また、供給も不安定であり、特にベトナム国境付近のマンハッタンSEZおよびタイセンSEZにおいては、2014年2月当時、各社交代で週1日、操業を停止するか、自家発電により操業を行う輪番制計画停電を実施していたにもかかわらず、毎日10～20回の瞬間停電が発生していた。各地で発電所・送電網の建設が行われており、課題解決を急いでいる。

(3) 労働争議の多発

近年、野党・救国党による政府攻撃を背景とする、最低賃金の引上げを求める労働争議が多発している²⁰。特にカンボジア・ベトナム国境付近のマンハッタンSEZおよびタイセンSEZでは大規模化しやすい傾向にあり、2013年12月末に発生した全国的な縫製労働者ストライキの際には、入居している日系企業においても2週間の操業停止に追い込まれた。

一方、多くの日系企業が入居するプノンペンSEZにおいては、同ストライキに対し、SEZ管理事務所により、警察官の動員、国道の封鎖といった措置に加え、ゲートにコンテナを重ねて入口を塞ぎデモ隊の侵入を防ぐといった対応がとられ、SEZ入居企業が直接的な影響を被ることはなかった²¹。

(4) 最低賃金の引上げ

2013年7月の国民議会選挙で、最低賃金引上げを公約とする救国党が大幅に議席を増加させたことを受け、政府は2018年までに縫製・製靴業の工場労働者を対象に最低賃金を80米ドルから160米ドルに倍増させることを発表した²²。あくまで対象は縫製・製靴業ではあるものの、雇用の側面からの影響は免れないとして、対象外の産業を営んでいる企業においても、縫製・製靴業の最低賃金上昇に追従した賃金の引上げが必要との見方がある。

(5) 行政手続の透明性と汚職

領収書の出ない手数料がかかる行政サービスが多くみられる等、行政手続の透明性に課題がある。反腐敗活動に取り組むNGO「トランスペアレンシー・インターナショナル (TI: Transparency International)」の2013年CPI(腐敗認識指数)調査によると、カンボジアの公務員・政治家の腐敗度は世界177か国中160位であり、ASEAN加盟国のなかで最下位である²³。世界経済フォーラムの「The Global Competitiveness Report 2013-2014」でも、カンボジアにおけるビジネス上の最大の課題として、汚職が挙げられている²⁴。

例えば入国手続においても、正規手続ではビザの確認、指紋の採取、顔写真の撮影等が必要であるにもかかわらず、多くの現地人がパスポートに紙幣を挟んで提出し、列に並ぶことなく通り抜けていく風景が見られる。



カンボジア・タイ国境付近の道路整備状況
(2014年2月筆者撮影)



タイ・カンボジア国境の入国管理所
(2014年2月筆者撮影)

18 国際協力機構 (JICA) カンボジア事務所「カンボジアだより」No.30
http://www.jica.go.jp/cambodia/office/others/ku57pq0000seur9-att/newsletter_no30.pdf

19 一般用電気料金 (1kWhあたり) は、プノンペンで0.18米ドル、ヤンゴン (ミャンマー) で0.12米ドル、ビエンチャン (ラオス) で0.05米ドル。
日本貿易振興機構 (JETRO) 「第24回アジア・オセアニア主要都市・地域の投資関連コスト比較」
<http://www.jetro.go.jp/jfile/report/07001721/07001721d.pdf>

20 日本経済新聞「カンボジア政府、最低賃金倍増を計画 5年間で」(2013年12月24日)
http://www.nikkei.com/article/DGXNASGM2402S_U3A221C1FF2000/

21 労働争議の事例は筆者の現地調査によるもの。

22 日本貿易振興機構 (JETRO) 「2014年から5年連続の最低賃金引き上げ方針を発表 (カンボジア)」
<http://www.jetro.go.jp/biznews/52bd26441fbd0?ref=rss>

23 なお、同調査によると、タイ (102位)、インドネシア (114位)、ベトナム (116位)、ラオス (140位)、ミャンマー (157位) と並ぶ。ちなみに中国は80位。
「CPI2013国別順位」(TI) http://www.ti-j.org/cpi2013_ranking_data.pdf

24 世界経済フォーラム「The Global Competitiveness Report 2013-2014 Cambodia」
<http://reports.weforum.org/the-global-competitiveness-report-2013-2014/#§ion=countryeconomy-profile-cambodia>

先述したSEZ管理事務所のワン・ストップ・サービスにより、通関時に余分な手数料を徴収されるといったケースは減少したものの、依然として多くの企業が対応に苦慮しているようである²⁵。

3. 今後の見通し

対中投資の減速²⁶、タイの政情不安・労働力不足等を受け、本稿で取り上げたカンボジアを含む、ラオス、ミャンマーのASEAN後発国に注目が集まっている。いずれの国も1人当たりのGDPは1,000ドル程のASEAN最貧国であるが、そのなかでもカンボジアは、日本の経済支援の成果もあり、日系企業にとって進出しやすい環境が整っているといえる。

さらに、2015年末発足を予定しているASEAN経済共同体(AEC: ASEAN Economic Community)では、ASEAN自由貿易地域(AFTA: ASEAN Free Trade Area)を中心としつつも、単なる自由貿易地域にとどまらず、貿易円滑化、サービス貿易の自由化、投資の自由化・円滑化等を含んだ質の高い経済統合が目指されており²⁷、ますますカンボジアの魅力は高まっていくと考えられる。

一方で、これまでに日系企業が進出してきた中国・タイ等の新興国で直面してきた、人件費の高騰、労働争議の多発、困難な現地調達²⁸、不透明な法制度等の課題の多くについて、カンボジアでも同様に生じる可能性が高く、すでに生じているものもある。

企業においては、従前の新興国進出経験を、駐在経験者等の属人的なものとせず、会社としての知的資産として蓄積し、カンボジアを含むASEAN、さらにその先の新たな国・地域への進出に活用できる体制を整えていく必要がある。

KPMGコンサルティング株式会社
シニアコンサルタント 水戸 貴之

25 真偽の程は定かではないが、筆者の現地調査では、会社登録を行うことで警察の来訪・手数料の要求を招くため、会社登録をしない企業もあるとの話が複数の現地駐在員から聞かれた。

26 中国商務省が7月15日に発表した2014年1～6月の日本の対中直接投資額は、前年同期比48.8%減と、ほぼ半減した。
日本経済新聞「日本の対中投資が半減、14年1～6月」(2014年7月15日)
http://www.nikkei.com/article/DGXNASGM15026_V10C14A7FF1000/

27 日本貿易振興機構(JETRO)アジア経済研究所「ASEAN 経済共同体を巡る最近の情勢」
http://www.ide.go.jp/Japanese/Publish/Download/Overseas_report/1109_umezaki.html

28 現地調達の困難さに関連して、ある日系進出企業では、日本であればホームセンターで手に入るような部品がカンボジアでは調達できないため、メンテナンス・補修を考慮し、現地従業員には十分に使いこなせないにもかかわらず、最新鋭の設備を導入しているとのことだった。

KPMGコンサルティング株式会社

東京本社
〒100-0004
東京都千代田区大手町1丁目9番5号
大手町フィナンシャルシティ ノースタワー
TEL : 03-3548-5305
FAX : 03-3548-5306

名古屋事務所
〒451-6031
名古屋市中区牛島町6番1号 名古屋ルーセントタワー
TEL : 052-571-5485

kpmg.com/jp/kc

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するように努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

©2014 KPMG Consulting Co., Ltd., a company established under the Japan Company Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

The KPMG name, logo and "cutting through complexity" are registered trademarks or trademarks of KPMG International.